



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

38	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課)..... 1
39	指定障害福祉サービス事業者の指定	(")..... 2
40	〃	(")..... 2
41	救急病院の認定	(医務課)..... 2
42	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 2
43	保安林の指定施業要件の変更	(")..... 3
44	〃	(")..... 3
45	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(")..... 3
46	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課)..... 4
47	〃	(")..... 4
48	道路の区域変更	(道路保全課)..... 5
49	〃	(")..... 5
50	道路の供用開始	(")..... 6
51	道路の区域変更	(")..... 6
52	道路の供用開始	(")..... 6
53	道路の区域変更	(")..... 6
54	道路の供用開始	(")..... 7
55	道路の区域変更	(")..... 7
56	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 8

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課)..... 8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(")..... 8
	〃	(")..... 9
	〃	(")..... 9
	〃	(")..... 9

告 示

和歌山県告示第38号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
倉渕信哉	眼科	くらぶち眼科	橋本市隅田町下兵庫61-2	令和 2.12.20

和歌山県告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250704	障害福祉サービス事業所F-style工房	田辺市下万呂472-4	就労継続支援A型	特定なし	株式会社療創会	田辺市下万呂472-4	令和3.1.1

和歌山県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021000694	えがお	橋本市隅田町下兵庫655	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社Redance	橋本市山田348-1	令和3.1.1

和歌山県告示第41号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院
- 2 所在地 和歌山市木ノ本93-1
- 3 有効期限 令和6年1月12日

和歌山県告示第42号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第45号

令和2年和歌山県告示第1550号（以下「告示第1550号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の

変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
田中益世
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1550号のとおり

和歌山県告示第46号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和3年1月5日
- 2 処分を受ける者
 - (1) 商号 有限会社有紀機材
 - (2) 代表者氏名 赤井勇貴
 - (3) 主たる営業所の所在地 有田郡有田川町大字庄470番地1
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（特-28）第14486号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
- 4 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- 5 期間
令和3年1月16日から令和4年1月15日までの1年間
- 6 処分の原因となった事実
元代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役1年執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第47号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和3年1月5日
- 2 処分を受ける者
 - (1) 商号 株式会社農地開発
 - (2) 代表者氏名 加藤朗子
 - (3) 主たる営業所の所在地 海草郡紀美野町松瀬220番地1
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（特-28）第84号
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

5 期間

令和3年1月16日から令和4年1月15日までの1年間

6 処分の原因となった事実

元代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役1年執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町箕六字谷西394番1地先から同町箕六字谷西437番地先まで	旧	4.00 ） 8.82	103.67	
同上	新	8.30 ） 15.32	103.40	

和歌山県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 南紀白浜空港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2498番40地先から同町堅田字鴻ノ巣2524番2地先まで	旧	18.40 ） 42.90	573.10	
同上	新	21.10 ） 42.90	573.10	

和歌山県告示第50号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南紀白浜空港線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2498番40地先から同町堅田字鴻ノ巣2524番2地先まで

供用開始の期日 令和3年1月15日

和歌山県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町矢田字シウケ159番2地先から同町矢田字奥地74番1地先まで	旧	5.20 } 9.80	175.90	
同上	新	5.60 } 10.50	175.90	

和歌山県告示第52号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町矢田字シウケ159番2地先から同町矢田字奥地74番1地先まで

供用開始の期日 令和3年1月15日

和歌山県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市且来字南塚715番地先から同市且来字高野田751番4地先まで	旧	5.41 }	143.51	
同上	新	8.88 }	143.51	
		9.62		

和歌山県告示第54号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 玄子小松原線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字中津川字穴後1640番7地先から同町大字中津川字金山1357番1地先まで

供用開始の期日 令和3年1月15日

和歌山県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字長井4番1地先から同市上芳養字西福372番3地先まで	旧	4.70 }	903.60	
		29.40		

同上	新	8.90 } 44.60	903.60
----	---	--------------------	--------

和歌山県告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3513	海南市船尾字築地704番18の一部、704番44の一部、704番45の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 2.12.25	6.00	49.97

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市冬野字宮垣内、髭白、南山、関戸、丸山、岩崎、後田
本渡字角田、山崎
- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 縦覧期間
令和3年1月18日から同年2月1日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画駐車場（市営北立体駐車場）
- 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・12号今福神前線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園（2・2・8港公園、2・2・10吹屋公園、2・2・11湊御殿公園、2・2・15芦原公園、2・2・16宮北公園、2・2・17堀止公園、6・5・1今福公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課